

子ども医療費助成申請書					
令和 年 月 日					
桑 折 町 長 様					
申請者 住 所 桑折町					
氏 名					
電話番号					
受給資格者証 記号番号	記 号	番 号	ふりがな		診察月時点 での年齢
			子ども氏名		
		桑折町		生年月日	令和・平成 年 月 日
加入している健康保険から、付加給付金は支給されますか？					
☐ はい → 「付加給付支給決定通知書」等を添付してください。 ☐ いいえ					
◎自己負担金の合計額が 21,000 円以上の場合は、次の質問にお答えください。					
1 お子さんと同じ健康保険に加入している方に○をつけてください。(お子さんからみて)					
父 母 兄 姉 弟 妹 祖父 祖母 その他 ()					
2 1のうち、お子さんが診療を受けた月に、同じ健康保険に加入の方で 21,000 円以上の診療を受けた方（お子さんを含む同一保険加入の方）がいて、その合計額が自己負担額（裏面参照）を超えていますか？					
☐ はい → 「高額療養費支給決定通知書」等を添付してください。					
☐ いいえ → 下記の「高額療養費支給に関する申立書」に記入してください。					
高額療養費支給に関する申立書					
本件は高額療養費に該当しないことを申し立てます。					
令和 年 月 日					
受給資格者氏名					

医 療 機 関 等 証 明 欄	1. 入 院 2. 入院外 3. その他			保険診察合計点数	点
	診察科		科	受領金額 (保険診療分のみの額)	円
	入院日数	日	入院時食事療養費	入院時食事療養費定額負担月額	円
	食事回数	回	定額負担額(1食)	(食事回数×1食当たりの額)	
	公費負担医療費等 育成 養育 精神 疾病 その他 ()			合計受領金額	円
	上記令和 年 月診療分の一部負担金を受領したことを証明する。				
	令和 年 月 日				
医療機関 所 在 地			名称等		印
電話番号					

※ 申請の際は、領収書を添付し、太枠のみ記入して提出してください。

※ 領収書を紛失した場合は、医療機関等の証明を受けてから提出してください。

※ 領収書に受診者名、保険診療分の記載がない場合は、医療機関等の証明を受けてから提出してください。

自己負担額	附加給付額	高額療養費給付額	助成金額
円	円	円	円

申請上の注意

1 高額療養費（高額医療費について）

同じ月に支払った医療費の合計額が、下記の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費となり超えた分について保険者から支給されます。（手続きについては、加入健康保険へお問い合わせください。）

【平成27年1月から令和8年7月診療分まで】

	所得区分	自己負担限度額（月額）	4回目以降（※）
ア	標準報酬月額 83万円以上	$252,600 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$	140,100 円
イ	標準報酬月額 53万円～79万円	$167,400 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$	93,000 円
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

【令和8年8月診療分から】

	所得区分	自己負担限度額（月額）	4回目以降（※）	年間上限
ア	標準報酬月額 83万円以上	$270,300 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 901,000 \text{ 円}) \times 1\%$	140,100 円	168万円
イ	標準報酬月額 53万円～79万円	$179,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 597,000 \text{ 円}) \times 1\%$	93,000 円	111万円
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円	$85,800 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円	53万円
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500 円	44,400 円	53万円
オ	住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円	29万円

※1年間に高額療養費を4回以上受けられる場合、4回目以降の限度額

- 入院時食事療養費は、高額療養費の算出に含まれません。
- 偽りその他不正の申し立てによって助成を受けた場合は、当該助成額の金額又は一部の返還を命ずることとなります。